

平成26年陸別町議会第2回臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成26年5月2日					
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成26年5月2日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成25年5月2日 午前10時36分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	古田 英一	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5	七戸 一登	○			
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	七戸 一登		村松 正敏			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町長	金澤 紘一				
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木 敏治		総務課長	早坂 政志	
	町民課長	芳賀 均		総務課主幹	空井 猛壽	
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第31号	町税条例等の一部を改正する条例
4	議案第32号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎開会宣告

---

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成26年陸別町議会第2回臨時会を開会します。

---

◎諸般の報告

---

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。  
議会関係の諸般報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

---

◎町長行政報告

---

- 議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。  
金澤町長。
- 町長（金澤紘一君）〔登壇〕 行政報告を申し上げます。  
4月10日開会の第1回臨時会以降、本日までの事業、行事、会議等につきましては、お手元に配付の行政報告書のとおりでございます。  
以上で、行政報告を終わらせていただきます。
- 議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。
- 

◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、5番七戸議員、6番村松議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。  
本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議してお

りますので、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6番（村松正敏君）〔登壇〕平成26年陸別町議会第2回臨時会の運営について、本日開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今臨時会に町長から提出された議案は、町税条例等の一部を改正する条例、陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の計2件であります。事前に配付のありました議案等の内容を総合的に勘案し、協議の結果、今臨時会の会期につきましては本日1日間とすることに決定いたしました。

審議につきましては、お手元にお配りしました日程表のとおり進めていくことにしましたので、御了承を願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君）お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

### ◎日程第3 議案第31号町税条例等の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君）日程第3 議案第31号町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕議案第31号町税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律などが公布されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君）芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君）それでは、私から議案第31号町税条例等の一部を改正する条例を説明いたします。

本改正案は、平成26年法律第4号地方税法等の一部を改正する法律のほか、関係する政令、施行令、省令が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに

に伴い本条例の改正を行うものであります。

今回の改正は、まず、お手元の条例案で、第1条、町税条例（昭和37年陸別町条例第1号）の一部を次のように改正する。ここで、町税条例の改正を行います。

そして、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの11行目に、第2条、町税条例の一部を改正する条例（平成26年陸別町条例第1号）の一部を次のように改正する。ここで、さきの3月定例会で議決をいただき、平成28年7月1日並びに平成29年1月1日から施行される町税条例の一部を改正する条例の改正をするという二本立ての内容となっております。

なお、説明に際しましては、法律の改正によって条や項がずれたりしたものを整備したり、削除したり、またはそれに伴う条、項の繰り上げ等につきましては、説明を簡略化または省略させていただきまして、内容が改正された部分を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明資料といたしましては、別冊の新旧対照表と改正部分などを表などで説明しました説明資料を配付させていただいておりますが、新旧対照表につきましては後ほどごらんいただくことといたしまして、説明資料を用いまして説明したいと存じます。

お手元の説明資料のナンバー2-1をごらんいただきたいと思います。

ここから、資料につけています番号で順を追って進めてまいりたいと存じます。

まず、1点目といたしまして、外国法人に係る所要の規定の整備であります。これは、法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備で、条例第11条、第39条、第42条に関係しております。平成28年4月1日からの適用となります。

続きまして、2点目といたしまして、法人住民税法人税割の税率の改正であります。条例第20条の関係であります。

本則では、この説明資料の表の太枠部分の14.7%を12.1%とする改正であります。これは説明資料に記載しておりますとおり、法人町民税と下の段の法人道民税がそれぞれ引き下げとなっておりますが、その下の、この減税分につきましては、国において地方法人税を国税として創設しまして、その減税分と同じ率を地方交付税の原資として、都市と地方の地域間の税源の偏在性、つまり偏りを是正し財政力格差の縮小を図ることとなっておりますので、事業者の方の税の負担につきましては、結果的には従来と変わらないこととなっております。

これらは、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されまして、その前日までに開始した事業年度分の法人については、なお従前の例としております。

次に、3点目であります。軽自動車税の改正についてであります。条例第70条の関係であります。今回は、税率の引き上げとなる改正であります。

まず、全体の上げ幅といたしましては、まず①の表、これはいわゆるオートバイのことを表現しておりますが、この表の3段目の総排気量が90ccを超えるものより下、これ

は排気量大きいものを表現しておりますが、次のページですが、②の表で、自家用のもの現行で、金額で7,200円のところでありますが、これにつきましては税率を1.5倍に引き上げまして、②のそれ以外の乗用のうち、営業のものや貨物用のものと③の小型特殊自動車、農耕作業用のものとは、例えばトラクターで、その他のものはミニショベルなどですが、これらは農業者や中小企業者等に配慮し、税率は1.25倍の引き上げとなっております。

ただし、①の表で、総排気量が90cc以下のもの、小さいものですね、これにつきましては税率の最低額が2,000円と定められましたので、50cc以下のものが2倍、90cc以下のものが1.5倍以上の変更となる改正となっております。

これらの税率につきましては、①のオートバイと③の小型特殊自動車につきましては平成27年度課税から適用となりまして、②のいわゆる軽自動車につきましては、平成27年4月1日以後に新規登録したものについて、平成28年度課税分から適用となります。

なお、経過措置を定めた附則の第6条の規定によりまして、平成27年3月31日以前に登録したものについては改正前の税率が適用されます。つまり、②の表の現行の列の金額が適用となります。

次に、4番、5番につきましては省略させていただきまして、6番をごらんいただきたいと思えます。

改正点は、適用期限の延長でありまして、附則第8条の関係であります。

附則第8条というのは、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例が定められておりまして、この適用期限が、現在、平成27年度までとなっているものを、平成30年度まで延長するというものです。

次のページをごらんいただきたいと思えます。

7番目の説明をいたします。新附則第10条の2の関係であります。

内容は、地方税法で定められている公害防止用設備等に係る固定資産税の減免の割合について、従来国が定めていた4項目、表の項目で第1項から第3項と、一つ飛びまして、第5項につきまして、今回の法律改正により、市町村が我が町特例として税率を定めることとなつての条文の整備であります。

なお、町が定める減免の割合につきましては、表の一番右側に示しておりますとおり、従来定めていました割合と同じとしております。また、以前からありました第4項を含めまして、現在、当町には該当する事案はありませんが、今後、企業の進出などで必要となることも考えられますので、改正するものであります。

次のページになりますが、8番をごらんいただきたいと思えます。

条文の項の追加であります。新附則第10条の3関係であります。

内容は、新築住宅等に対する固定資産税の減免につきまして、新たに耐震改修が行われた耐震基準適合家屋に関する減額措置が創設されたことに伴って項を追加したものであります。

次に、9番をごらんいただきたいと思います。

内容は、新たに軽自動車税の税率の特例を設けるものであります。附則第16条関係です。

これは、自動車税においては、既に導入されておりますが、軽自動車においても平成28年度からグリーン化特例を導入するというものでありまして、表にあります、軽自動車平成27年度中に13年を経過したものについては、おおむね20%の重課税率を適用するというものであります。

一つの事例を申しますと、平成26年度以前に登録された軽自動車が、平成28年度以降に14年以上経過した場合に、その年から現行の7,200円の20%増しではなく、新税率の1万800円の約20%増しとなって1万2,900円となりまして、現行の7,200円と比較しますと5,700円の増額となります。

ここで、本日提出いたしました一枚物の資料をごらんいただきたいと思います。

カラーの印刷物です。

これが、ただいま説明しました附則第16条の軽自動車税への経年車重課について説明したものであります。

一つの例と言いましたのは、四輪以上の乗用のもので自家用の場合ということで、普通の軽乗用車をモデルとしております。上の段二つにつきましては、普通の新車登録を27年4月1日にした場合と4月2日以降にした場合を掲載しておりまして、この場合はここから数えまして13年を経過、14年目からは1万2,900円となるものであります。これは、条例では第70条で示されている内容であります。

3段目につきましては、今持っている車が実はどうなるかということを示しておりまして、平成28年4月1日以降、14年目の車につきましては7,200円のところが1万2,900円に上がるというものであります。これは、ただいま申しました附則第16条で規定されたものであります。ここで1万2,900円ということで、先ほど説明しました7,200円の20%増しではなくて、上にあります1万800円の20%増しということになります。

4段目ではありますが、それでは、ただいまからこの26年度中に車を買った場合どうなるかというモデルであります。

この26年度中に買って、新車登録をした場合は、27年4月1日からは7,200円がずっと続きまして、13年を経過し、14年目の年、平成40年の4月1日までお持ちであれば1万2,900円となるという内容であります。

参考までに一番下に示しましたのは、その他、オートバイですとか小型特殊につきましては、新車登録は関係なしに、全て27年4月1日から改正後の新税率になるということになります。

それでは、資料のナンバー2-4にお戻りいただきたいと思います。

次に、説明資料の10をごらんいただきたいと思います。

これは、適用期限の延長でありまして、附則第17条の2の関係であります。

内容は、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきまして、適用期限の3年間延長ということで、平成26年度までの適用を平成29年度までとする改正であります。

次に、11をごらんいただきたいと思います。

附則第22条から第23条を削除するということであります。

内容は、東日本大震災の関係の特例であります。今回、地方税法の改正で、必ず条例によって定めなければならないとされている事項を除き、条例には規定しないこととされたために、平成27年1月1日施行で削除とするものであります。

次の12、13は説明を省略させていただきます。

次に、最初の条文にお戻りいただきたいと思います。条文の4ページをお開きください。

第2条について説明いたします。

これは、冒頭での説明と若干重複いたしますが、3月定例会において議決をいただいております町税条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、具体的にはまだ施行日に至っていないこの改正条例につきまして、今回の地方税法の改正によって、条項のずれや文言の整合性をとるための整備であります。

次に、その下の、中段より下の附則をごらんいただきたいと思います。

施行期日等を定めた附則であります。冒頭部分を読み上げます。

施行期日等。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、第1号以下並びにその後に出てきます経過措置の附則につきましては、ただいまそれぞれの説明の中で申し上げた内容となっておりますので、省略させていただきますと存じます。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしまいたすので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第31号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第31号町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第32号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第32号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第32号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私から、議案第32号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これにつきましては、条文を読み上げさせていただきます。

陸別町国民健康保険税条例（昭和27年陸別町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改めるというものであります。

それでは、今回の改正の概要をまず申し上げますと、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額、現行14万円を16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額、現行12万円を14万円に引き上げることと、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するために、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うというものであります。

それでは、お手元の資料ナンバー4をお開きいただきたいと思います。

説明資料の一番最後になります。これで説明させていただきますと存じます。

この説明資料の一番上で、国民健康保険税というものを表しておりますが、保険税とい

うのは、この（１）医療分と（２）支援金分、（３）介護分というもので成り立っております。

その下の四角いくくりというのは、その内訳を縦に並べかえたものであります。今回改正されるのは、この中の真ん中のくくりの（２）支援金分とその下の（３）介護分についての課税限度額が、それぞれ２万円ずつ引き上げられるというものであります。

（２）の支援金分につきましては、条例の第２条第３項のただし書き及び第２３条に記載されておまして、（３）介護分につきましては、条例の第２条第４項ただし書き並びに第２３条に記載されております。

それで、この中で矢印がごらんになられると思いますが、その課税限度額というものが（１）の医療分につきましては５１万円のままで改正なしとなっております。（２）につきましては、先ほど申しましたように１６万円、それから（３）の介護分につきましては１４万円ということで、これを合計しますと一番上のほうの右にくくってありますが、改正前の最高限度額が７７万円だったのが、合わせて４万円のアップということで、改正後には８１万円になるという内容であります。

続きまして、軽減措置の対象者の拡大につきまして説明を申し上げます。

下の表が、これが軽減措置の内容をあらわした表になっておまして、参考までに左側というのが、７割軽減、５割軽減、２割軽減につきまして軽減後の税額を示しておりますが、これは一応参考ということになります。

それで、今回の改正部分につきましては、この右の基準額というのが二つ並んでいます、恐縮ですが、左側が現行となっております、右側の基準額が改正後となっております。今回の改正点につきましては、５割軽減のところをごらんいただきたいと思いますが、左の基準額のほうで３３万円プラス２４万５，０００円掛ける世帯主を除く被保険者数となっておりますところが、これが右の改正後につきましては、世帯主を除くというのがなくなりまして被保険者数全員という計算となります。これは結果的には２４万５，０００円の拡大ということになります。

それから、その下の２割軽減につきましては、今度、現行のほうをごらんいただきたいのですが、３３万円足す３５万円掛ける被保険者数、これが改正後につきましては、３５万円のところが４５万円ということで１０万円のアップになっておりますが、それが結果的には被保険者数掛ける１０万円の基準額の拡大ということになります。これが条文では第２３条の文中の中に表現されております。

以上で、説明資料での説明は終わります。

附則を読み上げたいと存じますので、条文に戻っていただきたいと思っております。

附則。

施行期日。

１、この条例は、公布の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

適用区分。

2、改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしまいにありますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第32号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番村松議員。

○6 番（村松正敏君） 国民健康保険税の改正については、ある程度理解できました。

その中で、軽減措置の関係で対象者が拡大していくというようなお話がありました。これで、現在の中で、軽減措置の中で、要するに町民にどの程度影響するのか。例えば、25年度までの、その状況で7割軽減は何%ぐらいいるのか、5割軽減がどのぐらいになるのか、2割軽減の人にどういふ影響があるのか、その辺について、ちょっと数字的にお知らせしていただければと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） あくまでも、これは試算ということになりますが、所得ベースにつきましては24年の所得をもとに試算しております。

それから、被保険者の対象につきましては、直近の3月現在の対象ということの試算ですので御了解いただきたいと思いますが、今、御質問にありました7割軽減については、影響は、変更しておりませんのでないということと考えておまして、2割軽減の対象につきましては、今まで軽減がなかった方が2割の軽減になるという予測であります。平等割につきましては、世帯数でいきますと19世帯という試算をしております。

それから、均等割につきましては、人数で41人が2割軽減の対象になるということと考えております。拡大になるということであり、拡大分であります。

それから、5割軽減の対象につきましては、今まで2割軽減だった方が5割になるということの拡大の試算であります。平等割につきましては、世帯数が38世帯が拡大になると。均等割につきましては、55人が拡大になるという試算を出しております。

一応、今、申しましたのは医療分と支援分につきましては数字であります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第32号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長(宮川 寛君) これで、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年陸別町議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時36分